木場パーキングとバス停にスマートインターチェンジの設置を
指定管理者評価委員会の設置について

田中秀和議員

(1)スマートインターチェンジの設置について

木場パーキング及びバス停へのスマートインターチェンジの設置には多くのメリットがある。国交省、長崎県、西日本高速道路㈱と大村市で勉強会も開催されているとのことで、事業費も計算されているのではないかと思う。しかし、いつまでも勉強会では前進できない。政治的決断の時期だと思うが、市長は設置についてどう考えているのか。

(2)指定管理者評価委員会の設置について

平成17年12月議会及び平成20年12月議会で、それぞれ指定管理者の選定等に関しての決議がなされた。市当局もその決議を真摯に受け止め、制度のよりよい運営に向けて取り組まれているが、指定管理者制度がサービスの向上による利用者の利便性の向上や経費削減による地方公共団体の負担軽減の意義を保つため、必要な施設については、指定期間中でも定期的に評価をするべきではないかと考える。指定管理者制度適正管理委員会や選定審査会の役割はどこまでなのか。指定管理者評価委員会を設置すべきであると考えるがどうか。

市長　(1)スマートインターチェンジの設置については、地域経済の活性化を推進する有効な事業の一つと認識している。交通量の予測や費用を勘案した場合、ハーフインターチェンジ（片方向の乗り降りしかできないインターチェンジ）が最善の方法であり、費用対効果と実現の可能性があると思っている。現在は勉強会の段階から具体的にどう実施していくのかという段階にきているのではないかと考えている。従来どおり協議を重ねていくが、財政的にクリアしなければならない面がある。国や県の力をいただきながら実現の方向で積極的に取り組んでいく。

市長　(2)本年1月に副市長を委員長とする指定管理者制度適正管理委員会を設置し、制度の適正な運用に努めている。また、この委員会では指定管理者の評価についても検証を行うこととしており、指定管理者の自己評価とアンケート調査、担当課の総合評価を受け、市としての評価を行っていく。今後は、この評価結果を踏まえ、公の施設の安心・安全の徹底や利用者からの要望への対応など適正運用に努めていく。

木場パーキングエリア

地縁団体の認可取り消しと
規約変更届け後の行政の対応について

宮本議員

(1)総務行政について

横山頭町内会は平成6年3月に地縁団体の認可を申請・承認されている。しかし、公民館用地名義人のうち、3名の同意が得られず購入が困難となり、補助金の取り下げを願い出た。このことは、毎回のように議会で質疑されてきたが、大村市に地縁団体横山頭町内会の認可問題が現存する限り、町の保有資産問題として拘束され、異常な状態が継続することになる。この認可取り消しについて大村市は問題を解決する心算はないのか。

(2)環境行政について

①ウィックの許可区域外への廃棄物違反投棄が判明し、5月15日までの撤去命令が出ているが、違反廃棄物は全量を撤去させるとした県の査察・監視に市も同行したと思うが違反の現状はどうだったか。

②違反が顕著になってもマツダクリーンと交わした公害防止協定は過去に幹部職員が公言した紳士協定で済ませるのか。

総務部長　(1)地縁団体の認可という権利と義務を保持された受益的な行政処分に関して、その認可の取り消しという不利益な処分を行う場合は、法律要件によらなければ、その処分はできないと考えている。仮に認可取り消しを行う場合には、その根拠となる法令の条項等を通知しなければならない。このケースの場合、地方自治法第260条の2第14項に定める取消要件に該当するとは判断できず、現在まで取り消しを行っていない状況である。

環境部長　(2)①県の措置命令の履行期限5月15日を過ぎてもすべての措置が講じられていないことから、5月19日付で必要な措置を直ちに講じ、速やかな履行が認められない場合は法的措置に移行する旨の通知が出されている。埋立許可区域外の産業廃棄物は、処分場内に仮保管されていたが、5月27日、29日、30日の3日間で約200㎥の廃棄物が他の処分場に運搬されたことを確認している。

(2)②公害防止協定は、環境保全条例第18条の規定に基づき、公害を未然に防ぐことを目的に必要と認める場合に締結している。本件においてもこの協定に基づき履行されており、周辺の住民などから苦情や相談があるときは、事業者に対し対応をしている。

(その他の質問事項)

・看護大学等、地域の拡充にJR久原駅の早期設置を

・池田湖の管理を厳格に